

令和 2（2020）年度包括外部監査結果報告書

（概要版）

港区包括外部監査人 谷川 淳

1. 外部監査のテーマ等

監査テーマ	環境に関する事業の財務事務の執行について
選定理由	<p>国際社会では、平成 27（2015）年に気候変動対策の新たな国際的枠組みであるパリ協定の採択や、気候変動や生物多様性など、環境分野に関わりの大きい目標も多く設定されている SDGs（持続可能な開発目標）が国連サミットで採択されるなど、環境への関心が高まっている。</p> <p>このような中、港区では、平成 30 年 3 月に「港区環境基本計画」を見直し、めざす環境像「歴史ある自然をみなではぐくみ、暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市 みなと」の実現に向け、様々な環境施策を積極的に進めている。</p> <p>しかし、活発な社会経済活動を背景に、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素排出量が都内で最多規模であることなどから、環境負荷の低減に向けた取組などが一層求められている。</p> <p>港区の人口は、平成 29 年 2 月に 54 年ぶりに 25 万人を超え、今後も全ての世代で増加を続ける見通し¹である。加えて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、各地域で複数の再開発事業が進められるなど、新たなまちづくりの動きが活発化²しており、今後も区内の環境に大きな影響を与えることが考えられる。</p> <p>また、環境に関するテーマを取り上げた監査委員による監査（「緑化推進について（平成 19 年度）」、「みなとタバコルールに</p>

¹ 令和 2 年 10 月に港区人口推計が見直され、新型コロナウイルス感染症の影響等により、港区の人口は令和 3 年度に一時的に減少し、令和 4 年度以降は再び増加すると推計が修正された。

² テーマ選定後、新型コロナウイルス感染症による影響から、活発な経済などにブレーキがみられるが、各地域で予定されている複数の再開発事業によりまちづくりは進んでおり、区内の環境に大きな影響を与える状況には変わりはない。

	<p>ついて（平成 20 年度）」、「みなと区民の森を活用した環境学習等事業について（平成 22 年度）」から、約 10 年が経過していることから、今一度、区民に密着し、区民の関心も高いと考えられる環境をテーマに検証することは、有意義であると考えます。</p> <p>以上のことから、区の環境を取り巻く状況の変化に的確に対応しているか、環境に関する事業の財務事務の執行について、有効性・効率性等の観点から監査を行うことは、今後の港区の区政運営にとって有用であると判断し、監査テーマに選定した。</p>
<p>監査の視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関する事業の財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。 ・ 環境に関する事業の財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

2. 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。指摘が15項目、意見が34項目あり、合わせて49項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、包括外部監査結果報告書（本編）における各項目の記載箇所である。

事業名等		監査の指摘または意見	頁
第3章 外部監査の総括			
外部監査の総括	意見	環境負荷低減に向けた取組の更なる推進について	15
第4章 外部監査の結果及び意見（各論）			
I 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現に関する事業			
1. 省エネルギー活動普及啓発	指摘	活動報告書の提出の徹底について	23
	意見	活動報告書未提出時の取扱いについて	24
	意見	登録に際しての取組水準の設定について	24
2. 集合住宅向け省エネ取組支援	意見	複数棟により構成される集合住宅における利用単位について	27
	意見	省エネコンサルタントの派遣後の状況把握について	28
3. 緑のカーテンプロジェクト	意見	区有施設以外の施設への働きかけ等について	31
4. 建築物低炭素化促進	意見	受託事業者の選定機会の確保について	33
5. 全国連携による再生可能エネルギー活用	意見	区内事業者への再生可能エネルギーの導入促進について	36
6. みなとモデル森林整備促進	意見	審査ノウハウの蓄積について	40
II 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全に関する事業			
1. アスベスト対策	意見	港区アスベスト対策費助成のあり方の検討について	45
2. 環境監視施設維持管理	指摘	測定項目の明確化について	47
	意見	報告書の記載項目の明確化について	49

事業名等	監査の指摘または意見		頁
3. 環境測定調査分析	意見	水質調査分析結果の公表内容の充実について	52
4. 台場水質調査	指摘	請求書日付の誤りにについて	55
	意見	調査種類の見直しについて	55
5. 泳げるお台場の海創生事業	意見	事業の費用対効果の検証について	59
Ⅲ 快適で魅力ある都市環境の形成に関する事業			
1. みなとタバコルール推進	意見	指定喫煙場所の整備状況について	63
	意見	指定喫煙場所の稼働状況について	64
2. 芝地区みなとタバコルール推進、麻布地区みなとタバコルール推進、赤坂地区みなとタバコルール推進、高輪地区みなとタバコルール推進、芝浦港南地区みなとタバコルール推進	指摘	年度末における消耗品等の購入について（赤坂）	69
	意見	清掃のタイミングと頻度について（芝）	71
	意見	指定喫煙場所の設置について（麻布）	73
3. 芝地区環境美化啓発、麻布地区環境美化啓発、赤坂地区環境美化啓発、高輪地区環境美化啓発、芝浦港南地区環境美化啓発	指摘	年度末における消耗品等の購入について（芝）	77
	意見	清掃用具の貸出状況について（高輪）	78
4. 芝地区生活安全・環境美化活動推進事業、麻布地区生活安全・環境美化活動推進事業、赤坂地区生活安全・環境美化活動推進事業、高輪地区生活安全・環境美化活動推進事業、芝浦港南地区生活安全・環境美化活動推進事業	指摘	年度末における消耗品等の購入について（高輪）	82
Ⅳ 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出に関する事業			
1. 生物多様性推進事業	指摘	生物多様性推進事業支援業務委託の成果品の記載内容等の確認徹底について	86

事業名等	監査の指摘または意見		頁
	指摘	化学農薬使用抑制に関する提案書の提出遅延について	88
	意見	緑と生きもの観察調査会のキャンセル対応策の検討について	88
	指摘	緑と生きもの観察調査会実施報告書の記載内容の確認徹底について	89
	意見	みなと生物多様性パネル展の効果的な開催について	90
	意見	学校ビオトープづくり支援の適時追加実施の検討について	91
2. みどりの活動員活動支援	意見	みどりの活動員等の活動支援の促進について	94
3. 水防対策	意見	雨水流出抑制施設設置に係る計画書への対応について	96
	意見	古川等河川管理施設点検業務委託への対応について	97
4. 芝地区保護樹木・樹林助成、麻布地区保護樹木・樹林助成、赤坂地区保護樹木・樹林助成、高輪地区保護樹木・樹林助成、芝浦港南地区保護樹木・樹林助成	指摘	保護樹木等台帳の管理について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	101
	意見	保護樹木等の現況確認依頼について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	103
	意見	保護樹木等の点検履歴の把握について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	104
	意見	保護樹木等標識の在庫管理について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	104
	意見	特別保護樹木・樹林制度の活用推進について	105
5. 高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト	指摘	菜園活動及び緑のカーテン事業の保守点検報告書の記載不備について	107
	指摘	質問窓口の設置・指導業務の履行状況報告について	108

事業名等	監査の指摘または意見		頁
6. 芝浦港南地区みどりのあるまちづくり事業	意見	穀物類の育成設備管理等業務委託契約及び田植え体験等事業運営支援業務委託契約の統合について	111
	意見	べいあっぷグリーンマップの周知について	111
V 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進に関する事業			
1. みなと区民の森づくり	意見	現況調査の実施方法等の検討について	116
2. 環境にやさしい行動推進	意見	事業の実施方法等の見直しについて	121
3. エコプラザ管理運営	指摘	年度協定書における指定管理料の記載誤りについて	124
4. みなと環境アプリ	指摘	契約締結時におけるその適否の検討について	126
	指摘	契約保証金の未徴収について	128
5. みなと森と水会議	意見	アンケートの有効活用について	131

3. 外部監査の結果及び意見の要旨

下記は、あくまで要旨にすぎないため、具体的な内容や根拠については、包括外部監査結果報告書（本編）を参照のこと。

【外部監査の総括】

項目	外部監査の総括
意見 1	環境負荷低減に向けた取組の更なる推進について
内容	令和 2 年 10 月 26 日に、国として「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること」が宣言されたり、港区議会で「ゼロカーボンシティ宣言に関する請願」が提出されたりするなど、環境施策の推進が求められる一方、新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化等に伴い、区財政を取り巻く状況は厳しくなることが見込まれる。したがって、今後も事業の見直し・改善を行いながら、優先的・重点的に取り組むべき課題に財源を積極的に配分することにより、引き続き、環境負荷低減に向けた取組を推進し、脱炭素社会（ゼロエミッション）の早期実現につなげる必要がある。

【外部監査の結果及び意見（各論）】

事業名	I-1. 省エネルギー活動普及啓発
指摘 1	活動報告書の提出の徹底について
内容	みなとエコ宣言登録店（事業所）73 事業所のうち 20 事業所分について、宣言内容に対する取組状況に関する活動報告書が提出されていなかった。活動報告書の提出の徹底を図る必要がある。
意見 1	活動報告書未提出時の取扱いについて
内容	活動報告書が未提出の場合でも、みなとエコ宣言登録を継続し、区ホームページに掲載しているが、事業者間の取扱いの公平性等の観点から、例えば、2 期連続して活動報告書の提出がない場合には登録を取り消す等の運用を検討する必要がある。
意見 2	登録に際しての取組水準の設定について
内容	登録店（事業所）の取組は、クールビズの実施や節電対策等が中心であるが、これらの取組が一般的なものとなっている現状を踏まえると、みなとエコ宣言登録に際しては、これまで以上の取組を求める等、登録時に必要とする一定の取組水準を検討する必要がある。

事業名	I-2. 集合住宅向け省エネ取組支援
意見1	複数棟により構成される集合住宅における利用単位について
内容	省エネコンサルタント派遣の利用単位は棟ごとであるため、派遣に係る委託料は1棟ごとに算出される。そのため、同一の敷地内に2棟あるときは、同一の管理組合等からの申請であっても2棟分の委託料が算出される。しかし、共用部分は共通であることが多いことから、棟数だけで判断するのではなく、共用部分の範囲等を勘案し利用単位を決定するよう、利用単位の取扱いを見直す必要がある。
意見2	省エネコンサルタントの派遣後の状況把握について
内容	省エネコンサルタント派遣により、どのような改善が図られたのか、管理組合の具体的な行動に結びついたのか否かをアンケート等により把握することにより、これまでの事業の効果を評価し、今後の実施方法等の見直しに活かす必要がある。

事業名	I-3. 緑のカーテンプロジェクト
意見1	区有施設以外の施設への働きかけ等について
内容	区立学校等の区有施設66か所に緑のカーテンを設置しているが、区有施設への設置には限界がある。普及を目指すのであれば、私立の学校や保育所、幼稚園、港区以外の公的機関の施設等に対して設置を働きかける等、より積極的な方策についても検討する必要がある。

事業名	I-4. 建築物低炭素化促進
意見1	受託事業者の選定機会の確保について
内容	港区内建築物の更なる低炭素化推進のための検討支援業務の受託事業者の選定が特命随意契約によらざるを得ない状況であった。今後、基礎調査業務と基礎調査業務の内容を前提とした各種支援業務が予定されている事業については、特命随意契約によらざるを得ない状況とならないよう、事業の全体スケジュールを見据え、事業者選定の機会を確保する必要がある。

事業名	I-5. 全国連携による再生可能エネルギー活用
意見1	区内事業者への再生可能エネルギーの導入促進について
内容	区内事業者への再生可能エネルギーの導入実績はなく、ニーズの把握や普及啓発の段階に留まっている現状にあることから、普及啓発の効果的な方法の検討や把握した事業者ニーズの分析などを行い、導入促進に向けた事業手法の検討を行う必要がある。

事業名	I-6. みなとモデル森林整備促進
意見1	審査ノウハウの蓄積について
内容	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度木材使用量等審査の支援を委託しているが、区職員が木材使用量及び二酸化炭素固定量を算出して報告内容を審査するノウハウを蓄積することができるよう、特殊な事例等について事業者と情報共有を行うなど、これまで以上に事業者との連携を図る必要がある。

事業名	II-1. アスベスト対策
意見1	港区アスベスト対策費助成のあり方の検討について
内容	令和元年度の港区アスベスト対策費助成の対象となりうるアスベスト除去等工事 221 件のうち、助成実績は 9 件であり、大部分の工事が区の助成なしで行われている。助成制度の周知のあり方を含め、事業そのもののあり方や必要性を十分に検討する必要がある。

事業名	II-2. 環境監視施設維持管理
指摘1	測定項目の明確化について
内容	環境測定局保守管理及びデータ処理・確定データ提供委託（データ提供委託）において、測定すべき項目が仕様書に明記されていない。測定項目を仕様書等で明確化しておく必要がある。
意見1	報告書の記載項目の明確化について
内容	データ提供委託において、年間報告書に記載されている項目のうち月間報告書に記載されていない項目があった。年間報告書及び月間報告書に記載すべき項目を仕様書等で明確化しておく必要がある。

事業名	II-3. 環境測定調査分析
意見1	水質調査分析結果の公表内容の充実について
内容	古川・運河の水質調査結果を公表しているが、数値のみとなっている。数値を示すだけでなく、調査結果に対して評価コメントを加えるなど、水質調査分析結果の公表内容をより充実させていく必要がある。

事業名	Ⅱ－４．台場水質調査
指摘１	請求書日付の誤りについて
内容	台場水質調査委託の請求書日付が令和３年３月３１日と年度が誤っていたが、そのまま支払いがなされていた。今後、支払業務を適切に行うよう十分留意する必要がある。
意見１	調査種類の見直しについて
内容	台場水質調査では、環境基準適合水質調査、水浴場水質判定基準調査、お台場周辺の雨天時の水質調査の３種類の調査を行っている。このうち、環境基準適合水質調査については、東京都も実施していることから、区は直接実施せずに、東京都の水質情報を活用することを検討するなど、調査種類を見直す必要がある。

事業名	Ⅱ－５．泳げるお台場の海創生事業
意見１	事業の費用対効果の検証について
内容	本事業では１１の委託契約が締結されているが、価格競争が行われたのは１契約（約５０万円）のみであり、残り１０契約（約３，９５０万円）は特命随意契約によっている。この点、毎年４千万円以上を費やし事業を実施する効果があるか否かについては、検討する必要がある。また、事業実施上の財源をどのように調達するかについても、合わせて検討する必要がある。

事業名	Ⅲ－１．みなとタバコルール推進
意見１	指定喫煙場所の整備状況について
内容	指定喫煙場所が周辺に設置されていない空白地帯の状況を視察したところ、私有の駐車場等に大量の吸い殻が見られるなどした。駐車場等の所有者等にあっては、近隣に指定喫煙場所がないことで吸い殻の投げ捨てや受動喫煙などの不利益を被っている可能性も少なからずあると考えられることから、空白地帯はなるべく早くなくす方向で検討する必要がある。
意見２	指定喫煙場所の稼働状況について
内容	指定喫煙場所の稼働状況及びパーティションなどの設備の状況を視察したところ、スペースが狭く人が通りに溢れていたり、煙が路上まで流れていたりした。スペースの確保や屋外密閉型の喫煙室の設置などについて、情報収集を行い検討する必要がある。

事業名	Ⅲ－２．芝地区みなとタバコルール推進、麻布地区みなとタバコルール推進、赤坂地区みなとタバコルール推進、高輪地区みなとタバコルール推進、芝浦港南地区みなとタバコルール推進
指摘 1	年度末における消耗品等の購入について（赤坂）
内容	年度末に多数の消耗品等を購入していた。翌年度のキャンペーンに利用するために購入したとのことであるが、翌年度に利用するものは翌年度に購入すべきである。また、3月になってからの予算消化的な購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので、避けるべきである。今後は、当該年度内の必要に応じた購入を心がける必要がある。
意見 1	清掃のタイミングと頻度について（芝）
内容	指定喫煙場所の清掃時間帯が午前中に偏っているが、全体的に実施時間帯が午後にも及ぶようにしたほうが効果的である。利用者が多い時間帯に清掃を実施することで、みなとタバコルールの周知・啓発効果もより期待できる。また、清掃は巡回や見回りの効果もあるため、空白時間は短い方が良い。指定喫煙場所に応じた清掃実施時間の設定を検討する必要がある。
意見 2	指定喫煙場所の設置について（麻布）
内容	六本木地区では、六本木交差点周辺における吸い殻の回収本数が非常に多い。これは、指定喫煙場所のスペースが非常に狭いため入れないことも多く、結果的に路上喫煙をしまっていると考えられる。小規模でも更にいくつかの指定喫煙場所の設置が急務である。

事業名	Ⅲ－３．芝地区環境美化啓発、麻布地区環境美化啓発、赤坂地区環境美化啓発、高輪地区環境美化啓発、芝浦港南地区環境美化啓発
指摘 1	年度末における消耗品等の購入について（芝）
内容	年度末に多数の消耗品等を購入していた。翌年度のキャンペーンに利用するために購入したとのことであるが、翌年度に利用するものは翌年度に購入すべきである。また、3月になってからの予算消化的な購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので、避けるべきである。今後は、当該年度内の必要に応じた購入を心がける必要がある。
意見 1	清掃用具の貸出状況について（高輪）
内容	登録団体などがその地域の清掃キャンペーンを開催する際に清掃用具の貸出を行っているが、令和元年度は貸出申請がなかった。理由を確認し、支障があれば解決に向けて検討する必要がある。

事業名	Ⅲ－４．芝地区生活安全・環境美化活動推進事業、麻布地区生活安全・環境美化活動推進事業、赤坂地区生活安全・環境美化活動推進事業、高輪地区生活安全・環境美化活動推進事業、芝浦港南地区生活安全・環境美化活動推進事業
指摘１	年度末における消耗品等の購入について（高輪）
内容	年度末に多数の消耗品等を購入していた。翌年度のキャンペーンに利用するために購入したとのことであるが、翌年度に利用するものは翌年度に購入すべきである。また、３月になってからの予算消化的な購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので、避けるべきである。今後は、当該年度内の必要に応じた購入を心がける必要がある。

事業名	Ⅳ－１．生物多様性推進事業
指摘１	生物多様性推進事業支援業務委託の成果品の記載内容等の確認徹底について
内容	生物多様性推進事業支援業務委託においては、重点箇所の生物現況調査報告書等６つの成果品を提出することとなっているが、記載不備が多く、記載内容も不十分であった。今後は成果品の記載内容等の確認を徹底する必要がある。
指摘２	化学農薬使用抑制に関する提案書の提出遅延について
内容	化学農薬使用抑制に関する提案書が、提出期限後に提出されていた。今後は提出遅延とならないよう留意する必要がある。
意見１	緑と生きもの観察調査会のキャンセル対応策の検討について
内容	緑と生きもの観察調査会（船上バードウォッチング）のキャンセル者が参加予定者の３分の１も生じ、抽選に漏れ参加したくても参加できなかった区民がいた。今後同様の事業を実施する際、キャンセル対応策を検討し、参加人数を確保して、生物多様性に関する普及・啓発効果を上げる必要がある。
指摘３	緑と生きもの観察調査会実施報告書の記載内容の確認徹底について
内容	緑と生きもの観察調査会開催等支援業務委託の実施報告書の記載内容に誤りがあった。今後は実施報告書の記載に誤りがないよう、確認を徹底する必要がある。

意見2	みなと生物多様性パネル展の効果的な開催について
内容	区内事業者等の生物多様性に関する活動や取組を広く一般に周知・啓発するためには、みなと生物多様性パネル展を、より多くの区民の目に触れるように芝浦港南地区以外の地区でも開催するなど、効果的な開催方法を検討する必要がある。
意見3	学校ビオトープづくり支援の適時追加実施の検討について
内容	学校ビオトープの維持管理や整備に対する指導・アドバイスを専門家の派遣により行っているが、派遣対象施設が年度当初にあらかじめ限定されている。年度途中でも、希望する学校等が派遣による支援を適時に受けることができる方法を検討する必要がある。

事業名	IV-2. みどりの活動員活動支援
意見1	みどりの活動員等の活動支援の促進について
内容	令和元年度現在、みどりの活動員等に4団体認定されているが、既に助成期間(3か年)を経過しているため、現在助成対象団体はない。区民協働による緑の保全・創出活動の担い手としてみどりの活動員等の活動支援を促進するためには、助成制度のあり方も含めた支援策を検討する必要がある。

事業名	IV-3. 水防対策
意見1	雨水流出抑制施設設置に係る計画書への対応について
内容	雨水流出抑制施設の設置者から提出された計画書に指摘事項が多数見受けられた。雨水流出抑制チェックリストを確実に確認してもらうよう手渡しするなど、計画書の品質向上を図るべく対応する必要がある。
意見2	古川等河川管理施設点検業務委託への対応について
内容	河川管理施設の点検の結果、応急対策による補修が必要となった箇所があったが、東京都による応急対策が取られていない状況であった。区は東京都に対応を依頼した後も、状況を定期的に確認し、対応の進捗状況を把握しておく必要がある。

事業名	IV-4. 芝地区保護樹木・樹林助成、麻布地区保護樹木・樹林助成、赤坂地区保護樹木・樹林助成、高輪地区保護樹木・樹林助成、芝浦港南地区保護樹木・樹林助成
指摘1	保護樹木等台帳の管理について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）
内容	保護樹木等台帳が、紙及び電子ファイルで作成されていたが、指定番号が誤っていたり、指定解除されたものが残っていたりするなど、記載の誤りや台帳間の不整合が見られた。台帳を正しく整備する必要がある。
意見1	保護樹木等の現況確認依頼について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）
内容	保護樹木等の枯死又は損傷の防止その他の保全のために、保護樹木等の所有者に毎年度現況確認を依頼することで、保護樹木等の現況を把握しておく必要がある。
意見2	保護樹木等の点検履歴の把握について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）
内容	樹木医による樹木診断により保護樹木等を点検しているが、保護樹林等の保全を適切に行うために、点検履歴等の状況を一覧等により把握しやすい状態にしておく必要がある。
意見3	保護樹木等標識の在庫管理について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）
内容	保護樹木等標識について、総合支所間での融通もしているとのことであるが、標識の管理状況が把握できておらず、口頭等での在庫確認が必要な状況である。標識の在庫管理表を作成し、在庫情報を共有する必要がある。
意見4	特別保護樹木・樹林制度の活用促進について
内容	特別に保護・育成すべき保護樹木等の指定制度が平成21年度に創設されたが、1件も指定実績がない。所有者等が率先して特別保護樹木等に指定申請することができるように補助制度を改正するなどして、区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木等の保全を推進する必要がある。

事業名	IV-5. 高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト
指摘1	菜園活動及び緑のカーテン事業の保守点検報告書の記載不備について
内容	毎月提出する菜園活動及び緑のカーテン事業の保守点検報告書に、育成状況等の現状報告の内容が記載されていなかった。菜園実施中及び緑のカーテン設置中に生育不良等が生じた場合に、適宜必要な対策を取るためにも、仕様書に従い、月次の保守点検報告書に現状報告を記載するよう指導する必要がある。

指摘2	質問窓口の設置・指導業務の履行状況報告について
内容	菜園活動、緑のカーテン事業等の管理方法について、参加者の質問窓口となりアドバイスを行い、区と情報共有を図ることとされているが、どのような相談があり、どのようなアドバイスを行ったかの報告がなく、区との情報共有状況が不明であった。仕様書に従い、質問窓口の設置・指導業務の履行状況を報告させる必要がある。

事業名	Ⅳ－6．芝浦港南地区みどりのあるまちづくり事業
意見1	穀物類の育成設備管理等業務委託契約及び田植え体験等事業運営支援業務委託契約の統合について
内容	穀物類の育成設備管理等業務の事業者は、仕様書上、田植え体験等のイベントに協力することとなっているため、田植え体験等事業運営支援業務の事業者と調整等を行い、参加している。このように、両業務の事業者が異なると、イベントに向けた調整等が必要となり、非効率な面が生じるため、両業務を一体として統合することを検討する必要がある。
意見2	べいあっぷグリーンマップの周知について
内容	まち歩きを通じてみどりへの関心を高めるために、べいあっぷグリーンマップを作成しているが、区ホームページ上にも掲載するなどして、より多くの人々が手にする機会を増やすよう、周知する必要がある。

事業名	Ⅴ－1．みなと区民の森づくり
意見1	現況調査の実施方法等の検討について
内容	みなと区民の森の整備から概ね10年が経過する平成30年度を目途に、動植物の現況調査を実施する予定であったが、現時点で実施されていない。区民の森の整備とその後の維持管理において、どのような効果があったのかを説明する一つの材料として、現況調査を実施する時期やどの程度の調査を行うか等について検討を進める必要がある。

事業名	Ⅴ－2．環境にやさしい行動推進
意見1	事業の実施方法等の見直しについて
内容	みなとエコチャレンジ参加世帯数は増加傾向にあるものの、区全体の世帯数の0.5%程度に過ぎない。事業開始から8年ほどが経過しており、家庭における環境にやさしい行動の実践を支援し、二酸化炭素排出量の削減を促進するという目的に照らして、事業継続自体の要否も含めて見直す必要がある。

事業名	V-3. エコプラザ管理運営
指摘1	年度協定書における指定管理料の記載誤りについて
内容	年度協定書第4条の指定管理料の額に誤りがあった。慎重な作成を行う必要があるとともに、今後、契約書や協定書等の作成に係る事務処理において、類似の事案の再発を防ぐ事務処理方法を明確にする必要がある。

事業名	V-4. みなと環境アプリ
指摘1	契約締結時におけるその適否の検討について
内容	事業者と連絡が取れなくなるなどしたため、みなと環境アプリ保守業務委託を令和元年9月30日に解除した。今後、契約締結に際して業務の遂行に疑念を与えるような事象を把握している場合には、契約締結の適否をより慎重に判断する必要がある。なお、判断の結果、契約を締結した場合であっても、業務遂行状況の確認等を適宜行うとともに、年度途中における状況変化への対応策をあらかじめ検討しておく必要がある。
指摘2	契約保証金の未徴収について
内容	みなと環境アプリ保守業務委託契約においては、金額が少額であることを理由に、契約保証金の納付を求めていなかった。しかし、金額の多寡は契約保証金の免除事由に該当しないし、前年度に事業者と連絡が取りにくい状況になったことを踏まえると、今回の契約締結時においては、相手方に対する牽制の意味からも契約保証金を徴収することが必要であった。今後同様な事案が生じないよう、契約保証金の徴収の適否を慎重に検討する必要がある。

事業名	V-5. みなと森と水会議
意見1	アンケートの有効活用について
内容	みなと森と水会議の開催に当たっては、より多くの区民に森の役割や森がもたらす豊かな恵みについて伝えるためにも、イベントの内容や宣伝方法等について、常に見直しを図る必要がある。特に、イベント実施後のアンケートは、今後の来場者数やイベントの満足度・効果を把握する重要な情報であるため、より有効に活用する必要がある。

以上